

子に会えぬ 海外から批判



タイで家族と暮らしていたが、離婚後に子供と引き離された女性。子供には「ずっと愛しているよ」と伝えたいという

二 東京都内

親権制度はそれに長所と短所が指摘されている

皇朝親權

- | | |
|--------------------------------|-----------------------------------|
| ○ 子育ての意思決定がしやすい | ○ 離婚後も父母が協力する枠組みが得られる |
| ○ 安定的な親子関係を築ける | ○ 虐待を受けた場合、関係機関などから別居親への相談を検討できる |
| △ 親権のない親がほとんど子育てに関われない | △ 父母が対立すると子育ての合意が図りづらい |
| △ 親権争いが、父母の敵対や「連れ去り」を生じさせやすくする | △ 家庭内暴力(DV)があった場合も関係を継続しなければならず危険 |

共同親樺

- 離婚後も両親が協力する枠組みが得られる
 - 虐待を受けた場合、関係機関などが別居親への相談を検討できる
 - △父母が対立すると子育ての合意が図りづらい
 - △家庭内暴力(DV)があった場合も関係を継続しなければならず危険

日本で生活中に子供連れ去られたイタリア人によるフランス人の父親は昨年12月、海外からの批判が高まっているのは「裁判官の妻の責任」とする公開質問状を豪高裁長官に提出。ハーフ冬 約などよりも、同居親を優先する「監護の継続性」を重視して連れ去りを実行した親に親権を与える判決は不當だと訴えた。

事務所に息子の旅券を紛失したとする虚偽の申請書類を提出し、不正に旅券を取得して、ついでに日本に帰国。富士家裁によると、息子が既に日本の生活になじんでいるとして自身を監護者に指定する。うるめる審判を起こした。

驚いた男性は、息子の引き渡しを求める審判を家裁に提起。家裁は元妻を監護者には認めなかつたが、「（息子）の現在の平穏な生活を奪う」などとして男性に引渡すことの認めなかつた。男性は「決定は元妻の違法行為を支持している」として名古屋高裁金沢

宜上、「僕にする」などと云われて元夫をしていた。激高しがちな元夫に逆らえず、一人で日本に帰った。その時はまだ子供と会う機会は設けてもらえないはずだと考えていた。

しかし相手の住所が国内にない限り、日本の裁判所に救済を求めるといはざまない。弁護士を通じて交渉したり、タイの裁判所に調停を申し立てたりしても親権を変更できなかった。元夫の帰国を受けて女性は調停に踏み切ったが、既に別居から約4年、親権はある

検討している法務省は現実
在、世界24カ国の親権制度
の実態を調査している。相
当者は「単独親権が共同親
権かという形式だけではなく
く、制度の運用や制裁、そ
れらのメリット・デメリッ
トを幅広く調べたい」とい
ており、日本でどんな制度
が有効か検討する方針だ。
離婚後の子供をめぐるト
ラブルは後を絶たない。子
供の養育環境を最優先に、
新たな制度の実現が求めら
れている。

子と親の 離別

1

制度に隔たり 離婚後トラブル増加

ハーフ 約定
一方の親がもう一方の親の同意を得る」とな
く、子を国外へ連れ出すケースに対応するため198
0年に制定された国際ルール。国際結婚の増加に伴う
子供の連れ去り問題に対応するため日本も締結し、2
014年4月に発効。16歳未満の子が対象で、原則と
して元の居住国へ返還するとしている。

い。両親の離婚後、「単親権」をとるのは先進国では日本のみで、「共同親権」を前提とする外国籍では、親が子供に会えなくなったり、際の困惑が、近年こうした形で表面化してきている。

支部に抗告したもの、審
却された。島子に会えない
ままワシントンに暮す予定
性は「日本の制度は子の卒
達よりも同居親の希望を優
先している」と嘆く。

らぬ、今は調停で得た年に2回の面会と電話での間接的面会交流の決定に西野が納得させている。
最後に子供と面会できるのは年末。幼かった2人には